保護者様

川崎市立西中原中学校 校長 安部賢一

緊急事態宣言の発令に伴う今後の教育活動等について

あけましておめでとうございます。本年も本校の教育活動にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。新型コロナウイルス感染症の急拡大を受け、さまざまな事態に備えて学年別時差登校で1月5日に学校を再開いたしましたが、大禍なく新年のスタートを切ることができました。これも保護者の皆さまのご配慮、ご尽力の賜物と存じます。ありがとうございます。

さて、本日1月8日より2月7日まで、本県を含む一都三県に新型コロナ特措法に基づく緊急事態宣言が発令されました。これを受けて本校では、国や川崎市教育委員会のガイドライン等を踏まえて、以下の通り対応することになりました。本校の基本的方針はこれまで通り、可能な限りの感染防止対策を講じたうえ、子どもたちの学びの機会と教育活動を最大限担保していくことに変わりありません。下記に本校の現時点(1月8日時点)の取組等をお知らせしますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

●緊急事態宣言発令中の教育活動と感染防止対策

対象期間:令和3年1月8日(金)~2月7日(日)

※ただし、期間を延長する場合があります。また、内容は随時見直します。

<教育課程等について>

- ・授業をはじめとする教育課程は通常通り実施します。登校時刻、日課時程、給食、最終 下校時刻等に変更はありません。
- ・授業内容は感染防止を最優先して見直します。(保健体育、音楽、話し合い活動など)
- ・学校行事、全体指導は学年単位を上限とし、感染防止策を講じて実施ます。(1年オリンピアン講話、2年職業講話、3年受験指導など)
- ・公立高等学校の入学者選抜に関する日程、内容は現時点で変更ありません。私立学校について変更の連絡があった場合は個別に通知します。

(裏面につづく)

<部活動等について>

- ・朝練習をはじめとする早朝活動を全面停止し、午前8時より登校可とします。
- ・放課後の部活動等は、生徒どうしの接触を避けた内容に見直します。
- ・土日、休日の活動は、校内(または放課後使用している近隣の施設)に限ります。
- ・対外試合、遠征など、他校や他団体との交流活動は全面的に禁止します。
- ・土日、休日の校内での食事を禁止します。(飲水は水筒持参を原則とします)

<感染防止対策について>

- ・すべての生徒に対し、課業日は登校時の検温スクリーニング、および健康観察表による 本人と同居する家族の健康状態の確認を毎日行います。その結果、養護教諭(保健室) が懸念される状態と判断した場合は集団から隔離し、保護者に連絡します。また、土日 および休日の部活動は顧問がこれを行います。
- ・すべての場面でマスクを着用します。これまで外していた保健体育の授業や部活動等で もマスク着用を原則とし、着用したままでも可能な活動内容にします。なお、外す必要 がある場面(食事、飲水、楽器の使用時、呼吸の障害となる場面等)では、周囲と距離 をとった個人活動に限るか、会話、発声を制限します。
- ・手洗い、換気、共用部分の消毒等を徹底します。換気のために寒い場合は室内での防寒 着の着用を認めます。なお、いずれの場合も健康だけでなく、安全やモラルを優先した 指導を行います。
- ・物品・施設の共用を可能な限り回避します。

<その他>

- ・感染懸念により登校不安がある場合は、本人、保護者との相談のうえ欠席にならないように配慮します。(出席停止扱い)
- ・公共交通機関の混雑を避けるために時差登校を希望する場合は、担任まで相談してくだ さい。
- ・2月の合唱コンクールと3年生を送る会(全学年)、卒業遠足と鑑賞教室(3学年)、3月の卒業式(3学年)、TGG校外学習(2学年)は、緊急事態宣言の解除を前提に、実施の方向で今後も準備を進めます。緊急事態宣言発令期間が延長となった場合は、内容の見直しや中止を含めてその都度判断します。

※このことについてのご相談は下記までお願いします。 副校長(中尾)・教頭(中野) 電話777-2239